

第25回養父市国家戦略特別区域会議

養父市 提出資料



○提案の背景（課題）

- 地籍調査において、都市部以外での法務局の協力について不明確
- 山林などは現地復元性を有する客観的資料がほとんど存在しないため、所有者等所在不明土地が筆界未定となることが多い。



○実現した内容

①「都市部以外でも法務局の協力を得られる」ことが明確化。

- 法務局による協力は都市部に限らず、地方部でも体制に応じて可能であることが国通知で明確化。
- 地籍調査の実施主体は地域を問わず法務局と調整可能

②現地復元性を有する資料がない山林での対応が明確化

- 筆界案作成において原則必要とされていた現地復元性を有する資料がない場合でもその他の客観的な資料を以て対応可能であることが国通知で明確化。

（その他の客観的な資料例
：微地形表現図、現地精通者の証言等）

地籍調査で「筆界未定」となる土地の抑制に大きな前進！